

○国土交通省告示第二百九十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第三条の二の十七第一項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

地方税法施行規則附則第三条の二の十九第一項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第十二項の規定の適用を受けようとする者が取得した家屋が建築基準法施行令（昭和二十五年政令三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第二十一項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する

- る法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（当該家屋が住宅の用に供されるものに限るものとする。）又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）（当該家屋が住宅の用に供されるものに限るものとする。）が別表の書式により証する書類
- 二 建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項に規定する検査済証の写し（昭和五十七年一月一日後に新築された家屋に係るものに限るものとする。）

#### 附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 （令和五年国土交通省告示第三百五号）

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方税法施行規則附則第三条の二の十九第一項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和六年国土交通省告示第二百九十四号)

(施行期日)

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方税法施行規則附則第三条の二十第一項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が証する場合であつて、建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者が調査を行うときは、この限りでない。